ベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のカカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ及び魚介類（甲殻類に限る。）に残留するベンスルフロンメチルの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十四年八月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一のAの6の(1)の表のジクラズリルの項の次に次のように加える。

シクラニリド	綿実	0.6ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.1ppm
	豚の脂肪	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
	牛の肝臓	2 ppm
	豚の肝臓	2 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2 ppm
	牛の腎臓	2 ppm
	豚の腎臓	2 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2 ppm
	牛の食用部分	2 ppm
	豚の食用部分	2 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2 ppm
	乳	0.05ppm

第一のAの6の(1)の表のスピノサドの項を次のように改める。

スピノサド	米	0.1ppm
	小麦	2 ppm
	大麦	2 ppm
	ライ麦	1 ppm
	とうもろこし	2 ppm
	そば	1 ppm
	その他の穀類	1 ppm
	大豆	0.02ppm
	小豆類	0.02ppm
	えんどう	0.02ppm
	そら豆	0.02ppm
	らっかせい	0.02ppm
	その他の豆類	0.02ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	さといも類	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	やまいも	0.02ppm
	その他のいも類	0.02ppm
	てんさい	0.06ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	1 ppm
	かぶ類の根	0.1ppm
	かぶ類の葉	3 ppm
	西洋わさび	0.1ppm
	クレソン	10ppm
	はくさい	1 ppm
	キャベツ	2 ppm
	芽キャベツ	2 ppm
	ケール	10ppm
	こまつな	10ppm
	きょうな	5 ppm
	チンゲンサイ	2 ppm
	カリフラワー	2 ppm
	ブロッコリー	2 ppm
	その他のあぶらな科野菜	2 ppm
	ごぼう	0.1ppm
	サルシフィー	0.1ppm
	アーティチョーク	0.3ppm
	チコリ	10ppm
	エンダイブ	10ppm
	しゅんぎく	10ppm
	レタス	10ppm
	その他のきく科野菜	10ppm
	たまねぎ	0.1ppm
	ねぎ	2 ppm
	にら	5 ppm
	アスパラガス	0.5ppm
	わけぎ	1 ppm
	その他のゆり科野菜	0.3ppm
	にんじん	0.2ppm
	パースニップ	0.1ppm
	パセリ	8 ppm
	セロリ	8 ppm